

◆特集・企業の結合形態と法的課題

連結納税制度の国際的側面

米国法を参考にした問題点の素描

増井良啓◆ますい・よしひろ◆東京大学助教授

が正しい。

一、企業活動のグローバル化 と連結納税制度

こんにちの企業活動は、著しくグローバル化している。結合企業の活動も、例外ではない。多国籍企業の組織成長は、外国市場開拓のための支店設置といった形態にとどまらず、子会社設立、企業買収、合併といったさまざまな企業結合形態をとりながら、ダイナミックに展開している。いやむしろ、生産販売・資金調達・研究開発等の意思決定を世界規模でおこなう世界企業 (global firm) のほとんどが、その傘下に資本的・組織的に密接な結合関係を有する複数の法人をかかえている、あるいはそのような結合企業グループのものであるとイメージしたほうが

ところで、法人税を有するいくつのかの国においては、複数法人の税額をあわせて算定するための制度（以下これを「連結納税制度」とよぶ）が存在する。これに対しても日本では、明治三二年（一八九九年）の法人所得税の創設以来、今日に至るまで、個別法人単位で法人税額を算定し納付するというしくみがとられてきた。このようなくみについては、ここ二〇年程度の間に連結納税制度を導入すべきであるという意見がくわりかえし表明されるようになり、比較法や立法論の研究がつみかさねられた。特に近年、独禁法上の純粹持株会社解禁論との関連で、連結納税制度の提言ないし要望が頻繁になされている（一）。

活動のグローバル化に対しても、どうな対応をなすことができるのだらうか。この問題を検討することは、巨大な企業グループがグローバル化している中で、今後ますます重要な課題になろう。一方で、日本法が連結納税制度を持たないとしても、大きな市場や労働力をもつ他の税制が連結納税制度を持つ場合、この点に関する知識は企業の international tax planning 上実際的な重要性をもつ。他方で、もし仮に日本で連結納税制度を導入することになった場合には、その制度設計にあたって企業の国際的活動をどう扱うかが重要な立法論上の論点となる。

連結納税制度の国際的側面といふとき、実際には、いくつかの異なる問題が複合している。具体的な問題点のあらわれたは連結納税制度

の設話にもよるが、たとえば個々のメンバー法人自身の所得源泉の決定や外国税額控除の適用にはじまり、国際取引にかかる諸勘定項目の連結の方法、移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制との交錯、二国間租税条約上の適格性等、国際取引に関する課税ルールの多くが何らかの形で登場することが予想される。このような問題群のうち、本稿では、外国子会社を連結納税制度の対象にとりこむことができるかどうかという基本的な問題に焦点をあわせ、米国の立法例を参考にしながら、問題点の素描を試みることとする。(2)

リスト

1997.1.1-15 (No. 1104)

一 米国の連結申告における

外国法人の扱い

(1) 概説

米国の連結納税制度においては、メキシコもしくはカナダで設立された一〇〇ペーセント子会社について、限定的な要件の下で、連結申告の対象となる法人として取り扱われる。⁽³⁾この扱いは、連結納税制度の適用範囲を外国法人に広げるものとして、興味深い。米国の制度の最大の特色は、一定の外国法人を内国外人とみなすという手法をとっていることである。

(2) 内国歳入法典一五〇四条(d)

米国法人税制上、連結納税制度は、長い歴史をもつ⁽⁴⁾。連結納税制度はまず、第一次大戦中に強制的な措置として姿をあらわした。⁽⁵⁾この措置は、大戦後の一九二一年に、納税者の選択による制度に転換した。その後、戦間期における数年間の廃止をへて、第二次大戦中に復活、そのまま一九五四年法典に引き継がれ、現在に至っている。

現行法上、「連結申告書 (consolidated returns)」を提出できるのは、「関係法人グループ (affiliated group of corporations)」である（内国歳入法典一五〇一条）。「関係法人グループ」の構成メンバーは、「対象法人 (includible corporation)」でなければならぬ（同一五〇四条(a)）。この「対象法人」の定義からは、原則として、外国法人が除外されている（同一五〇四条⁽⁶⁾）。したが

つて、連結申告書を提出できるのは内国外人に限られ、外国法人にはその提出のみちが開かれていないといふのが原則である。

この原則に対する例外を定めるのが、次の規定である⁽⁷⁾。

「内国歳入法典一五〇四条(d)外国法に従うために設立された子会社——隣接する外国の法律の下で設立され、かつ、財産の権限および運用に関する当該外国の法律を遵守する目的のみのために維持されている法人につき、その資本株式（役員の適格株式を除く）の一〇〇ペーセントを、直接または間接に、内国外人が所有もしくは支配している場合、当該外国法人は、当該内国外人の選択により、本編の適用上内国外人とみ

なす。」

(3) 立法趣旨

この規定の原型が設けられたのは、一九二八年歳入法一四一条(h)によるものであった⁽⁸⁾。しかし同項は、上院本会議における修正によって付加されたものであり、討議をへて採択された。議会の報告書も、同項導入の理由について沈黙している。

この規定の導入が提案されたのは、上院財政委員会の公聴会においてであった。その席で企業の意見を代弁した John E. Walker 氏は、要旨次のように発言している。すなわち、米国企業が外国子会社をおいた場合に、子会社の所得をすべて米国に還流したいと思っているにもかかわらず、外国子会社をもたない他の競争相手の会社よりも不利にとりあつかわれては困る、そこで解決として外国で活動するために当該外国における子会社設立をせまられた場合に限って連結申告をみとめるべきである、というのである。

一九二八年歳入法一四一条(h)は、Walker 氏の提案した線にほぼ忠実な文言・構成をとっている。したが

て、この規定の立法趣旨としては、傘下の子会社を連結申告の対象に含めることのできる他の国内会社と比較して、外国外子会社を有する法人を同等の競争条件におくことが念頭におかれていたものといえよう。

この規定の適用範囲が外国で活動するために外国外法人を設立する必要のあるために限られているのも、おそれべこのような趣旨を反映したものであろう。

これに対しても、いかなる理由でカナダとメキシコに限つて例外をみとめたかについては、公式の明示的な説明は見当たらぬ。前述した Walker 氏の公聴会発言の時点では、隣接国の子会社だけでなく、外国外子会社一般について適用する案が念頭におかれていた。これに対して、Reed 上院議員から、財務省はすべての外国法をチェックできるのかと質問されている。さらに King 上院議員から、すべての外国外法人に内国外法人みな待遇を与えてよいのかとの質疑がなされている。しかし、その後は公式の議論がなされないまま、実際に制定法となつたときには、隣接国の子会社に適用範囲が限られていた。

リスト

(4) 事件「外国の法律を遵守する目的のみのために維持されいる」の解釈

「J」の規定の適用要件としては、「外国の法律を遵守する目的のみのために維持されいる」 (maintained solely for the purpose of complying with the laws of such country) 「J」が必要である。あくまでも「J」の要件は、裁判例などかなりあるやかに解されてくる。

Booth Fisheries 事件に対する「J」の規定が適用されるかどうかが争われた (→)。Jの事件における適用法命令は一九二八年法の規定であるけれども、その要件・効果は現行法ほとんど同じであるから、Jの判決は現在でも先例として意味をもつ。同判決は、カナダ会社法の規定および原告会社従業員の証言だけをもとに、結論としてJの規定の適用を認めめた。しかし、「わが國の人為的主体 (artificial entity — 法人の「J」) が外国において権利や特権を享受するときに、当該外国の規制法律を遵守しないま

までも「J」のことは前提できなない。本件における親会社はデラウェア会社であり、デラウェア州法の産物である。当審は、原告主張の事実をくづがえす他の証拠がない場合において、かかる親会社がカナダの法律を遵守するなどなくカナダにおいて事業を営みあるいは資産を運用する権利をもつてゐることとはできないことと解する。

これはかなりゆるやかな解釈であります。Jの論理をさらに延長すれば、外国で子会社を設立した以上「外国の法律を遵守」しているといふことにさえつながりがねない。

同様の解釈態度は、U. S. Paddington 事件に対する一九八七年の租税裁判所の判断においても表れている (8)。Jの事件においても、カナダ子会社が内国歳入法典一五〇四条(d)にあたるか否かが争われている。

争点は、カナダの外国投資法にむづく許認可行政上の (なし) 業界内の慣行にしたがって子会社を設立してくる場合、「外国の法律 (laws)」を遵守する目的のためといふ要件にあたるかどうかであった。

課税庁は、カナダの法令自体はカナダ子会社の設立を義務づけてはいな

いのであるから、「外国の法律」を遵守する目的を欠くものと主張した。これに対して、納税者は、カナダの外国投資審査庁 (Foreign Investment Review Agency) は、子会社設立なくしては許可推薦をださなかつたであろうし、そのような行政慣行も「外国の法律」に含めて解釈すべきであると反論した。租税裁判所は、旧規則や立法資料、先例を精査したのち、次のように述べての規定の適用を認めた。

「纳税者は、『外国の法律』の解釈として、憲法ないし法令の明文規定および所轄庁の制定した明文の規則細則を含めるだけでなく、当該外国に存在する慣習や指針であつて、それらの慣習や指針が存在する結果、内国法人が当該外国で活動するために、外國事業・資産を外國法人として維持する必要があると当該内国法

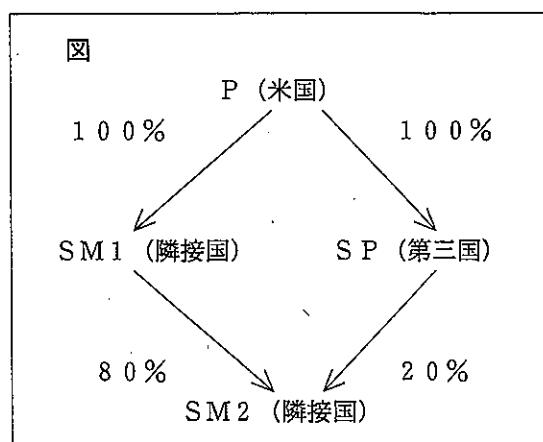
(5) 「内国法人とみなす」Jの意味・その1 —— 連結申告の「対象法人」との関係

内国歳入法典一五〇四条(d)の効果は、「内国法人とみなす (be treated as a domestic corporation)」、つまり課税上内国法人として取り扱うというふうなことである。しかし、それだけでは、ただちに連結申告書を提出できるわけではない。連結申告書の提出が可能な「対象法人」となるかどうかは、それに、内国歳入法典一五〇四条(d)に照らして判断する必要があるからである。Jの点について、Jのとしたのである。Jのように「J」の〔一五〇四条(d)〕要件をみたす法人は内国法人として取り扱われるが、その意味するところ

M₁は、同じ隣接国の法律の下で設立された事業会社SM₂の株式を八〇パーセント保有していた。SM₂

は、大要次のようなものであった。内国親法人Pが、隣接国に持株会社SM₁をおき、その株式を一〇パーセント保有していた。このSM₁は、

この点はややわかりにくいが、制度の理解のために重要な点であるので、あるレター・ルーリングの事案にそくして例解しておこう⁽¹²⁾。事案は、大要次のようなものであつた。内国親法人Pが、隣接国に持株会社SM₁をおき、その株式を一〇



の残り二〇パーセントの株式は、第三国の持株会社SPによって保有されている。このSPの株式はすべてPが所有していたから、結局SM₂は間接的にはPにすべて資本を所有されていた。ところが、SP自体には第三国の法人として一五〇四条(d)の適用がなく、したがって、内国法人は第三国の法人として一五〇四条(d)の適用がなく、したがって、内国法人とはみなされていない(図)。

争点とされたのは、内国歳入法典一五〇四条(d)にいう「直接または間接に、所有もしくは支配」要件の判定上、はたし

て、外國法人SPが所有する二〇パーセントのSM₂株式を、内国親法人Pに帰属させてよいかどうか、と

いう点である。内国歳入庁は、この

点を積極に解し、外國法人SPのSM₂に対する持分二〇パーセントを加えてPがSM₂を間接に所有して

いたと判断した。そして結論として

SM₂を内国法人とみなしたのである。本稿の行論との関係で重要なのは、このルーリングの次のくだりである。

(6) 「内国法人とみなす」との意味・その二——双方居住者の発生

以上の「ひとく連結申告との関係で」、内国法人として取り扱うことの意味は、たしかに一つのテストを加重しただけのことにも見える。しかしながら、内国歳入法典一五〇四条(d)によつて「内国法人とみなす」ことの効果は、単に連結申告の適用対象を少しばかり広げたというにとどまらない。それは、端的にいえば、

「内国歳入法典一五〇四条(d)は、内国法人に該当するかどうかを決定するための規定である。それ自体と

してある法人が対象法人にあたるかどうかを決定するものではない。本件では、SM₁とSM₂が一五〇四条(d)によつて内国法人とみなされるところ、さらに一五〇四条(a)の要件をみたす場合には、Pグループの連結申告の対象となることになる。これを要するに、内国法人として扱われるための(d)項のテストと、対象法人となるために一般的に要求される(a)項のテストは、独立に判断される。そして各規定適用の効果も独立であり、当該外國法人は(d)項の適用により内国法人とみなされるにとどまり、(a)項が適用されてはじめて対象法人となるのである。

特定の外國法人に対しても内国法人に対する課税ルールを適用するということに他ならない。具体的には、当該外國法人の課税所得や税額の算定上、内国法人と同ジルールが適用される。たとえば、減耗償却控除や外國税額控除、profit-sharing plansへの事業主拠出控除、あるいはグループ内資産譲渡に対する reorganization (組織再編成に伴う課税繰延) 規定等が適用される⁽¹³⁾。その意味で、この規定は、residence (居住地) によるといった内国法人と外國法人との間の通常の区別を修正している。

より一般的な見地からみた場合、この規定は、連結納税制度が国際的な企業結合形態に対応するパターンの一つとして、一定の外國法人を内国法人とみなすという手法を採用したものといえる。このような立法手続をとつた場合には、一つの法人が同時に二つの国の居住者である場合が発生しうる。たとえば、カナダの法令の下で設立され、カナダに事業の管理の場所を有する法人Cが、米国連邦歳入法典の適用上、この規定により米国法人とみなされる場合を考える。この場合、C法人がカナダ

国内法上もカナダ法人とされているならば、他になんらの調整もなされなければ、(C)法人は同時に米国とカナダの両方において居住者として扱われることになる。

(7) 内国歳入法典一五〇三条

(d) の制定

一つの法人が同時に二つの国の居住者である場合、その法人のことを一般的に双方居住法人 (double resident corporation) といふことがある。双方居住法人は、右の規定の適用によつてのみ発生するわけではない。居住者の定義が各国によつて異なる場合には、一般的な可能性として居住地が重複することがあるから、双方居住法人が生じうる。このような場合に居住地をひとつに決するため、租税条約上 tiebreaker rule (振り分け規定) がおかれることがある。たとえば米加租税条約第四項は、ある法人が米加両国の居住者である場合、条約上は法人設立地国の居住者とみなすものとしている。ただし、このルールが適用されるのは、明文により、同条約四条一項によって双方居住者となる場合のみに限定されている。⁽¹⁴⁾

さて、ある法人が米国およびカナダとの関係において双方居住法人である場合、その法人は、両国において全世界所得に対する課税に服する反面、欠損金を両国において控除することができる」となる。このよう

方と、他方では全く放置してかまわないとする見方とが存在したのである。

しかし議会はこの問題を居住地概念の濫用と位置づけ、規制に乗り出した。法律論としては、租税条約上の無差別条項に反するのではないかという点が問題とされたが、上院は、dual consolidated loss に関する規定である。

この規定の導入当時、立法政策論上の議論としては、双方居住法人が二つの国において欠損金を控除できないのは二重に甘い汁をすうもの (double dipping) であつて不當だと認められ、国境を越えた連結は標準的な慣行にすぎず外国で欠損金をどう扱うかは米国の課税とは無関係であるべきだとする意見が対立していたといわれる⁽¹⁵⁾。たとえば、活動している場合、多額の利子控除による双方居住法人が金融子会社としての相殺を禁止したものである。現行規則は全部で八項におよび、その中には、一五の定義規定をはじめ、dual consolidated loss の算定方法を定める規定、双方居住法人の株式

抜き穴 (loophole) であるという見

有斐閣

塩野 宏・小早川光郎 編

行政判例百選 I II(第三版)

別冊ジュリスト No. 122, 123

B5 判／各238頁 定価 各1800円

△統一行政法典を持たぬわが国の立法状況において、現実の行政法のあり方は判例を抜きにしては語れない。第3版では、新編者に小早川教授を迎え、第2版収録の判例を一部差し替えたほか、全体の分類・配列に変更を加えて計221件を収めた。

1997. 1. 1-15 (No. 1104)

取得価額の調整に関する規定、租税回避否認規定、外国税額控除限度額の算定、例外規定、経過措置規定が令和元年規則 (Regulation 1, 1503-2)。

たゞ、一九八八年法によれば、外国支店に対しても双方居住法人と同様の規制をおよぼす規定、れども所得を生み出す資産を欠損金をかかえるルール潜脱を禁止する規定が付加えられた。

III 領題点の素描と研究課題

リスト

以上の簡単な検討からだとしても、外國子会社を連結納税制度の対象にとりお場合の問題点の一端を垣間見ることがやむを得ぬ。米国のやり方を「幅やめとめぬなれば」一定の外国法人を内国外人とみなして連結納税制度の適用範囲に入れていたという意味で、「みなし内国外人方式」を立てこねるやうにならう。この方式の下では、内国外人に関する連結申告規則や国際課税ルールをそのまま当該外國法人に準用するといふがやむを得ぬ。しかしその反面、dual

consolidated loss の対処など、既往地を基礎とする課税管轄権の重複問題が不可避的に生ずる。

れども他の国の立法例を歴史的に横断的に通観すれば、より多様な解決があるといえよう。たとえば、ドイツ法人税法上の機関法理 (Organisationschaft) は、その初期において國際的側面を扱つて、たゞ(1)。而して、一九八八年に現行の連結納税制度が導入される以前から、国内所得主義 (territorialité) のとて本来なら消えてしまはずの国外損失を利用して、国外支店の損益を含めた全世界の所得を「ワールド課税」 (worldwide taxation) と呼んで、国内・国外子会社の損益を含めて課税する bénéfice consolidé があつた(2)。ホーリダヤは、課税單一 (fiscale eenheid) 制度の対象となる子会社は、たゞ one consolidated がおられた(3)。ホーリダヤは、課税單一 (fiscale eenheid) 制度の対象となる子会社は、たゞ one consolidated がおられた(3)。

(1) 研究業績のラベルルーム、増井良裕「持株会社と租税法」商事法務一四二一八七頁注三 (一九九六)。また、木村弘之亮「持株会社をめぐる組織変更税法と企業グループ税法」経理情報七八三月四六頁(一九九六)。

(2) 増井良裕「連結納税制度の国際的側面の重要な性」(一九九六年一〇月)長田は開催された租税法学会第二回総会のハサウエイ・席上、山田一郎・駒庭忠博・村井正・中里実各教授から口頭で有益な教示をうけた。各教授の発言記録は、租税法研究第一五号に掲載予定。

(3) 増井良裕「会社間取引と法人税法」法協一〇八卷六号一〇二一〇頁注三〇〇(一九九一)、連結納税制度研究会・井上久彌編著「連結納税制度の研究」五三頁 (一九九一)。

(4) 米国の連結納税制度は、一般的に増井・前掲注(3)九六九頁あるやうに示用した文説を参照。

(5) ハの根拠の「厳密な譯語」は、Peel, Fred. W., CONSOLIDATED TAX RETURNS, 4:03, third edition 1988.

(6) ハの要件のオランダ最高裁判決は、ハの要件が蘭英租税条約の無差別条項に反するとした(5)。

(7) Raineri, supra note 15, 169.

(8) 増井・前掲注(3)一〇二〇頁注一七頁。

(9) 増井・前掲注(3)一〇二〇頁注一九九四(初刊一九九一)。

(10) Van Weeghel, Fiscal Unity and Non-Discrimination, 1994 European Taxation 278.

(11) Booth Fisheries Co. v. Commissioner, 84 F2d 49, 1936.

(12) U. S. Padding Corporation, supra note 6.

を検討し、ありのべく解決のペース」とそれぞれの利害得失を論ずる。とは、今後に残された重要な研究課題の一ひととふる。

題の一ひととふる。

(13) U. S. Padding Corporation, supra note 6, at 187.

(14) Rev. Rul. 69-182, 1969-1 CB 218; Rev. Rul. 70-379, 1970-2 CB 179.

(15) Peel, supra note 5. たゞ、国税庁 8408005 の事案を「ペラート・ヘンダードン税法」(一九九二年)に記載。

(16) Letter Ruling 8408005 (Nov. 13, 1983).

(17) Peel, supra note 5.

(18) Vogel, Shannon and Doernberg, UNITED STATES INCOME TAX TREATIES, Part II, P. 162, 1989.

(19) ハの根拠である前述の暫定規則 1503-2T と併せて、Rainieri, Dual Consolidated Losses, 16 The International Tax Journal 167, 1990. ハの根拠が米国税法のキャッシュ・フローを論議するものである。Falcone, Mexico's International Tax Treatment of Consolidated Losses, 16 The International Tax Journal 167, 1990. ハの根拠が米国税法のキャッシュ・フローを論議するものである。

(20) Rainieri, supra note 15, 169.

(21) 増井・前掲注(3)一〇二〇頁注一九九四(初刊一九九一)。

(22) Van Weeghel, Fiscal Unity and Non-Discrimination, 1994 European Taxation 278.

のもうじて、連結納税制度の国際的側面は、かなり大きな問題領域である。ハの点についての各国の動向